

# はじめに

## 雇用関係助成金を利用する上での共通の注意点

各助成金の支給要件のほかに、共通して次の要件を満たす必要があります。

共通の要件について	【 共通要領 申請様式 】	提出方法
詳細はこちらから <a href="#">令和5年4月版</a> 【PDF形式 834KB】	様式第1号 支給要件確認申立書(必須) 様式第2号 生産性要件算定シート <a href="#">ダウンロードページ</a> へ	各助成金の申請書等と一緒にご提出ください。

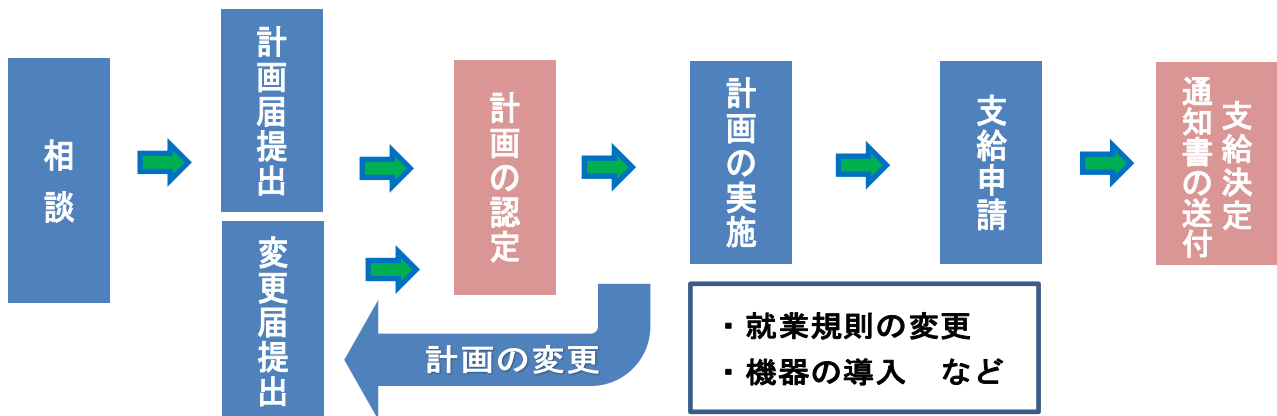
※【共通要領 申請様式】は、申請日現在の最新版をお使いください。

様式名	確認内容
様式第1号 (必須項目)	<b>&lt;受給できる事業主&gt;</b> 1. 雇用保険適用事業所の事業主であること 2. 支給のための審査に協力すること 3. <受給できない事業主>に該当しないこと
	<b>&lt;受給できない事業主&gt;</b> 1. 過去に不正受給による不支給決定等を受けていること (受給できない期間に該当している) 2. 事業主および役員等が、暴力団等に関わりがあること 3. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産していること など
様式第2号 (任意)	生産性要件を満たしている場合には、支給額が割増される助成金があります。 ※ 生産性要件は令和5年3月31日をもって廃止しましたが、令和5年3月31日までに助成金の対象となる取り組みを行ったなどの場合は、経過措置が適用されることがあります。 ・ ・ ・ <a href="#">生産性要件の廃止</a> について (本省ホームページへ) ・ ・ ・ <a href="#">生産性要件 独自リーフレット</a> (PDF形式 529KB) ・ ・ ・ <a href="#">勘定科目内訳申立書</a> (PDF形式 95KB)

## 助成金申請までの流れ

ほとんどの助成金については、原則、事前に提出された計画届に基づき、実施計画を履行した場合に支給されます。また、計画に変更が生じる場合においては、実施する前に変更届の提出が必要となります。

助成金の利用をお考えの際は、早めにハローワークまたは労働局へご相談ください。



※ 申請書類等の提出先は、助成金の種類によって異なりますのでご確認ください。